

○北杜市駐車場条例

平成17年10月7日

条例第33号

北杜市駐車場条例（平成16年北杜市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市内における自動車の駐車のための施設を設置することにより、道路交通の円滑化を図り、道路の交通に起因する障害の防止を行うため、北杜市駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める自動車であつて市長が指定する自動車とする。

（名称及び位置）

第3条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（管理）

第4条 前条に規定する駐車場の管理は、市長が行う。

（職員）

第5条 第3条に規定する駐車場に必要な職員を置くことができる。

（利用期間）

第6条 駐車場の利用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用時間）

第7条 駐車場の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第8条 駐車場（利用に係る料金が発生する駐車場に限る。以下この項において同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、時間貸しにより駐車場を利用しようとする者は、この限りでない。

2 駐車場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 集会、祭り、音楽会その他これらに類する催し
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為
- (3) 営業を目的とする写真又は映画等の撮影
- (4) その他市長が許可を必要と認める行為

3 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為があると認められるとき。

4 第1項又は第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該各項の規定を適用する。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認める場合の利用については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料の還付については、別表第3のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第13条 駐車場の管理は、第4条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用期間を変更することができる。

3 第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条第1項及び第3項並びに第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関すること。

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第13条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免等)

第16条 指定管理者は、公益上必要と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 第13条第1項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者が駐車場の施設を損傷したときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

2 駐車場において、利用者が第3者に損害を及ぼしたときは、利用者は、その責めを負わなければならない。

3 火災、落雷その他市長の責めに帰さない理由により、利用者が被った損害に対しては、市長はその責めを負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条（小淵沢駅前駐車場に係る部分に限る。）、第11条（小淵沢駅前駐車場に係る部分に限る。）、附則第3項から附則第5項までの規定及び別表（小淵沢駅前駐車場に係る部分に限る。）の規定は、平成18年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の北杜市駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の北杜市駐車場条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(小淵沢町の編入に伴う経過措置)

3 小淵沢町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、小淵沢町駅前駐車場の

設置及び管理に関する条例（昭和61年小淵沢町条例第12号。以下「小淵沢町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 編入日前に、小淵沢町により小淵沢駅前駐車場の指定管理者であったものは、この条例により当該施設の指定管理者に指定されたものとみなす。
- 5 編入日から平成18年3月31日までの間の小淵沢駅前駐車場の管理等については、小淵沢町条例の例による。

附 則（平成17年12月16日条例第118号）

この条例は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第39号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（北杜市清里駐車場条例の廃止）
- 2 北杜市清里駐車場条例（平成21年北杜市条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月27日条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第36号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める

日から施行する。

(平成29年規則第45号で平成29年12月29日から施行)

附 則 (平成29年9月29日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日条例第2号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1小淵沢第3駐車場の項の改正規定、別表第2小淵沢第3駐車場の項の改正規定及び別表第3の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第6条、第7条関係)

名称	位置	利用期間	利用時間
須玉駐車場 (中央高速バス利用者専用)	北杜市須玉町大豆生田953番地1	通年	終日
増富温泉郷駐車場	北杜市須玉町比志9469番地1	通年	終日
清里駅西駐車場	北杜市高根町清里3545番地1	通年	終日
清里駅前駐車場	北杜市高根町清里3545番地5992	通年	終日
清里駅南駐車場	北杜市高根町清里3545番地2021	通年	終日
清里大滝駐車場	北杜市高根町清里3348番地3	通年	終日
長坂高根駐車場 (中央高速バス利用者専用)	北杜市長坂町夏秋14番地1	通年	終日

	北杜市長坂町大八田 125番地7 北杜市高根町五町田 963番地1		
八ヶ岳駐車場（中央高速バス利用者専用）	北杜市長坂町白井沢 1748番地5 北杜市長坂町白井沢 1751番地9	通年	終日
長坂駅前駐車場	北杜市長坂町長坂上 条2513番地10	月貸し 1箇月単位 時間貸し 1時間単位	終日
長坂上町駐車場	北杜市長坂町長坂上 条2077番地33	月貸し 1箇月単位	終日
日野春駅前駐車場	北杜市長坂町富岡69 番地3	月貸し 1箇月単位	終日
甲斐小泉駅前駐車場	北杜市長坂町小荒間 1995番地1	通年	終日
甲斐大泉駅南駐車場	北杜市大泉町西井出 8240番地1	通年	終日
甲斐大泉駅東駐車場	北杜市大泉町西井出 8240番地3500	通年	終日
甲斐大泉駅西駐車場	北杜市大泉町西井出 8240番地5040	通年	終日
大泉美し森駐車場	北杜市大泉町西井出 8240番地1	通年	終日
大泉鳥の小池駐車場	北杜市大泉町谷戸 4267番地5	通年	終日

東沢大橋駐車場	北杜市大泉町西井出 8240番地1	通年	終日
小淵沢駐車場（中央高速バス利用者専用）	北杜市小淵沢町2455番地1 北杜市小淵沢町2440番地 北杜市小淵沢町3184番地8	通年	終日
小淵沢駅前駐車場	北杜市小淵沢町854番地22	時間貸し 30分単位	終日
小淵沢第1駐車場	北杜市小淵沢町7712番地	通年	終日
小淵沢第2駐車場	北杜市小淵沢町379番地2	通年	終日
小淵沢第3駐車場	北杜市小淵沢町835番地1	月貸し 1箇月単位 時間貸し 1時間単位	終日
小淵沢ループ橋駐車場	北杜市小淵沢町10024番地4	通年	終日
小淵沢城山駐車場	北杜市小淵沢町下笹尾731番地	通年	終日
白州台ヶ原宿駐車場	北杜市白州町台ヶ原157番地1	通年	終日
白州大坊駐車場	北杜市白州町大坊1183番地1	通年	終日
白州尾白川溪谷駐車場	北杜市白州町白須8898番地4	通年	終日

武川保育園前駐車場	北杜市武川町牧原 1140番地 北杜市武川町牧原 1160番地1	月貸し 1箇月単位	終日
武川眞原桜並木駐車場	北杜市武川町柳澤 2946番地17 北杜市武川町山高 3567番地663	3月1日から4月30日まで	終日

別表第2（第10条関係）

区分	大型車	普通車	軽自動車（二輪車を除く。）	自動二輪車	摘要
長坂駅前駐車場		月額 1区画 5,240円	月額 1区画 4,190円		大型車、普通車、軽自動車、自動二輪車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める区分の例を適用する。
		1時間以内 無料			
		1時間を超え60分ごと 1区画 100円			
		11時間を超え24時間以内 1区画 1,000円			
長坂上町駐車場		月額 1区画 4,190円	月額 1区画 3,140円		
日野春駅前駐車場		月額 1区画 4,190円	月額 1区画 3,140円		
小淵沢駅前駐車場		30分以内 無料			
		30分を超え30分ごと 1区画 100円			

小淵沢第3駐車場		月額	
		1区画 6,600円	
		1時間以内 無料	
		1時間を超え60分ごと 1区画 100円	
		11時間を超え24時間以内 1区画 1,000円	
武川保育園前 駐車場		月額 1区画 2,620円	
上記以外の駐 車場	無料		

備考

長坂駅前駐車場及び小淵沢第3駐車場の利用時間が24時間を超える場合の料金については、24時間ごとを1日とし、1日を超える利用時間1時間につき100円を加算する。ただし、1日を超える利用時間が11時間を超え24時間以内となる場合は、1日として1,000円を加算する。

別表第3（第12条関係）

区分	使用料の還付
長坂駅前駐車場 長坂上町駐車場 日野春駅前駐車場 小淵沢第3駐車場 武川保育園前駐車場	既納の使用料は、月の初日以外に解約手続きが行われた場合には、当月分は還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないときは、この限りでない。